

令和5・6年度 競争入札参加資格における市内業者認定基準

この基準は、七尾市が行う建設工事・業務委託・物品等に係る競争入札において、七尾市内の中小企業者の振興及び育成を図るために、入札参加資格に地域要件を付加するにあたり、七尾市内業者として認定するうえで必要な要件を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客觀性の向上を図ることを目的とする。

●用語の定義について

本基準における用語の定義は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 従業員とは、所属事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（正規雇用関係）にある者をいう（派遣社員、パート、アルバイト等を除く。）。
- (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係とは、所属事業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること（正規雇用関係）をいう（在籍出向者・派遣社員・アルバイト・パート等を除く。）。
- (3) 従業員等とは、上記(1)に規定する従業員及びその他の者をいう。
- (4) 審査基準日とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 定期登録申請時 ・・・・・・・ 令和5年1月1日
 - ② 第1回 追加登録申請時 ・・・ 令和5年8月1日
 - ③ 第2回 追加登録申請時 ・・・ 令和6年2月1日
 - ④ 第3回 追加登録申請時 ・・・ 令和6年8月1日

●認定要件について

市内業者の認定要件は、次のとおりとする。ただし、当該認定要件に関わらず、市内業者として認定することが不適切であると認められる場合は、当該事業者を市内業者として認定しない。

1 建設工事部門

【市内Ⅰ業者認定要件<法人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 法人登記における本店の所在地が、七尾市内であること。
- イ 建設業許可における主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）の所在地が、七尾市内であること。
- ウ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、主たる営業所において行う旨届け出ていること。
- エ 直前決算における七尾市の法人市民税を納付していること。
- オ 主たる営業所において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- カ 主たる営業所に、当該営業所の所在を明らかにした看板及び建設業法に係る標識（建設業法施行規則様式第28号）を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- キ 主たる営業所に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当

該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。

- ク 主たる営業所専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- ケ 主たる営業所が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- コ 主たる営業所に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- サ 主たる営業所が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- シ 主たる営業所が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と主たる営業所部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- ス 主たる営業所において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- セ 主たる営業所の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- ソ 主たる営業所において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- タ 主たる営業所の公共料金（電気、水道等）の支払いを、法人登記における商号名で行なっていること。
- チ 審査基準日において、主たる営業所を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- ツ 主たる営業所において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- テ 主たる営業所に、建設業法第40条の3の規定による帳簿を備え付けていること。
- ト 主たる営業所が次のいずれかに該当すること。
 - a) 自社所有である
 - b) 代表者所有である
 - c) 賃貸借契約を締結し、借り入れている
- ナ 主たる営業所において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- ニ 主たる営業所において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

【市内Ⅰ業者認定要件<個人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の

実質的な営業行為を、所在地が七尾市である建設業許可における主たる営業所において行う旨届け出ていること。

- イ 競争入札参加資格審査申請書を提出する年の1月1日現在において、主たる営業所の代表者が七尾市に住所を有すること。
- ウ 主たる営業所において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- エ 主たる営業所に、当該営業所の所在を明らかにした看板及び建設業法に係る標識（建設業法施行規則様式第28号）を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- オ 主たる営業所に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- カ 主たる営業所専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- キ 主たる営業所が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ク 主たる営業所に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- ケ 主たる営業所が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- コ 主たる営業所が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と主たる営業所部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- サ 主たる営業所において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- シ 主たる営業所の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- ス 主たる営業所において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- セ 審査基準日において、主たる営業所を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- ソ 主たる営業所において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- タ 主たる営業所に、建設業法第40条の3の規定による帳簿を備え付けていること。
- チ 主たる営業所が次のいずれかに該当すること。
 - a) 自社所有である
 - b) 代表者所有である（当該代表者と同一世帯員の所有である場合を含む）
 - c) 賃貸借契約を締結し、借り入れている

- ツ 主たる営業所において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- テ 主たる営業所において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

【市内Ⅱ業者認定要件＜法人事業者＞】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である建設業許可における営業所において行う旨届け出ていること。
- イ 直前決算における七尾市の法人市民税を納付していること。
- ウ 営業所において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- エ 営業所に、当該営業所の所在を明らかにした看板及び建設業法に係る標識（建設業法施行規則様式第28号）を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- オ 営業所に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- カ 営業所専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- キ 営業所が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ク 営業所に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- ケ 営業所が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- コ 営業所が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と営業所部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- サ 営業所において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- シ 営業所の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- ス 営業所において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- セ 営業所の公共料金（電気、水道等）の支払いを、法人登記における商号名で行なっていること。
- ソ 審査基準日において、営業所を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。

- タ 営業所において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民間わず）があること。
- チ 営業所に、建設業法第40条の3の規定による帳簿を備え付けていること。
- ツ 営業所が次のいずれかに該当すること。
 - a) 自社所有である
 - b) 代表者所有である
 - c) 賃貸借契約を締結し、借り入れている
- テ 営業所において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- ト 営業所において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

【市内Ⅱ事業者認定要件＜個人事業者＞】

認定基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市内である建設業許可における営業所（以下の号において「営業所」という。）において行う旨届け出ていること。
- イ 営業所において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- ウ 営業所に、当該営業所の所在を明らかにした看板及び建設業法に係る標識（建設業法施行規則様式第28号）を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- エ 営業所に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- オ 営業所専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- カ 営業所が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- キ 営業所に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- ク 営業所が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- ケ 営業所が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と営業所部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- コ 営業所において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- サ 営業所の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。

- シ 営業所において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- ス 審査基準日において、営業所を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- セ 営業所において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- ソ 営業所に、建設業法第40条の3の規定による帳簿を備え付けていること。
- タ 営業所が次のいずれかに該当すること。
 - a) 自社所有である
 - b) 代表者所有である（当該代表者と同一世帯員の所有である場合を含む）
 - c) 賃貸借契約を締結し、借り入れている
- チ 営業所において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- ツ 営業所において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

2 測量・役務の提供等部門

【市内Ⅰ 業者認定要件<法人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 法人登記における本店の所在地が、七尾市内であること。
- イ 競争入札参加資格審査申請業種について、本店（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る本店。以下この号において「本店」という。）の所在地が、七尾市内であること。
- ウ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である本店において行う旨届け出ていること。
- エ 直前決算における七尾市の法人市民税を納付していること。
- オ 本店において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- カ 本店に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- キ 本店に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ク 本店専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- ケ 本店が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- コ 本店に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、

契約締結、契約履行など)が行なえる状態であること。

- サ 本店が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- シ 本店が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと(ただし、居宅等部分と本店部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可)。
- ス 本店において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- セ 本店の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- ソ 本店において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- タ 審査基準日において、本店を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- チ 本店において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績(官民問わず)があること。
- ツ 本店において、トイレ、水道及び照明等の設備(仮設を除く)が使用できる状態であること。
- テ 本店において、七尾市ホームページの入札契約情報(入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等)を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

【市内Ⅰ業者認定要件<個人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 競争入札参加資格審査申請業種について、本店(法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る本店。以下この号において「本店」という。)の所在地が、七尾市内であること。
- イ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である本店において行う旨届け出ていること。
- ウ 競争入札参加資格審査申請書を提出する年の1月1日現在において、本店の代表者が七尾市に住所を有すること。
- エ 本店において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- オ 本店に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- カ 本店に、事務等を執り行える事務用什器(事務用机、事務用椅子等)及び事務用機器(パソコン、電話、FAX等)を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと(当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可)。
- キ 本店専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者(法人、個人問わず)と共に用していないこと。
- ク 本店が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用している

- いこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ケ 本店に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- コ 本店が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- サ 本店が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と本店部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- シ 本店において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- ス 本店の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- セ 本店において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- ソ 審査基準日において、本店を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- タ 本店において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- チ 本店において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- ツ 本店において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

【市内Ⅱ業者認定要件＜法人事業者＞】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 競争入札参加資格審査申請業種について、支店等（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る支店等。）の所在地が、七尾市内であること。
- イ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である支店等において行う旨届け出ていること。
- ウ 直前決算における七尾市の法人市民税を納付していること。
- エ 支店等において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- オ 支店等に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- カ 支店等に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- キ 支店等専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。

- ク 支店等が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ケ 支店等に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- コ 支店等が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- サ 支店等が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と支店等部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- シ 支店等において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- ス 支店等の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- セ 支店等において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- ソ 審査基準日において、支店等を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- タ 支店等において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- チ 支店等において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- ツ 支店等において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

【市内Ⅱ業者認定要件<個人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 競争入札参加資格審査申請業種について、支店等（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る支店等。）の所在地が七尾市内であること。
- イ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である支店等において行う旨届け出ていること。
- ウ 支店等において、従業員の出退勤等の状況を、出勤簿又はタイムカード等により管理及び整理していること。
- エ 支店等に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- オ 支店等に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- カ 支店等専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及び

- ＦAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- キ 支店等が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ク 支店等に代表者又は責任者を配置し、かつ、常時契約締結に係る行為（見積り、契約締結、契約履行など）が行なえる状態であること。
- ケ 支店等が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- コ 支店等が、従業員等の自宅、住居及び生家等でないこと（ただし、居宅等部分と支店等部分が壁等で仕切られており、自由に行き来出来ない状態である場合は可）。
- サ 支店等において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- シ 支店等の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- ス 支店等において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- セ 審査基準日において、支店等を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- ソ 支店等において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- タ 支店等において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。
- チ 支店等において、七尾市ホームページの入札契約情報（入札公告・入札設計書・入札契約関係基準・お知らせ等）を確認でき、かつ、入札及び契約関係様式・基準等をダウンロードできる状態であること。

3 物品等部門

【市内Ⅰ 業者認定要件<法人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 法人登記における本店の所在地が、七尾市内であること。
- イ 競争入札参加資格審査申請業種について、本店（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る本店。以下この号において「本店」という。）の所在地が、七尾市内であること。
- ウ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である本店において行う旨届け出ていること。
- エ 直前決算における七尾市の法人市民税を納付していること。
- オ 本店に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- カ 本店に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関

係又は人的関係のある事業者である場合は可)。

- キ 本店専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- ク 本店が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ケ 本店が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- コ 本店において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- サ 本店の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- シ 本店において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- ス 審査基準日において、本店を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- セ 本店において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- ソ 本店において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。

【市内Ⅰ業者認定要件<個人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 競争入札参加資格審査申請業種について、本店（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る本店。以下この号において「本店」という。）の所在地が、七尾市内であること。
- イ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である本店において行う旨届け出ていること。
- ウ 競争入札参加資格審査申請書を提出する年の1月1日現在において、本店の代表者が七尾市に住所を有すること。
- エ 本店に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- オ 本店に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- カ 本店専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- キ 本店が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ク 本店が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- ケ 本店において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状

態が頻繁でないこと。

- コ 本店の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- サ 本店において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- シ 審査基準日において、本店を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- ス 本店において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。
- セ 本店において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。

【市内Ⅱ業者認定要件<法人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

- ア 競争入札参加資格審査申請業種について、支店等（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る支店等。）の所在地が、七尾市内であること。
- イ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である支店等において行う旨届け出ていること。
- ウ 直前決算における七尾市の法人市民税を納付していること。
- エ 支店等に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。
- オ 支店等に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- カ 支店等専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。
- キ 支店等が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。
- ク 支店等が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。
- ケ 支店等において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。
- コ 支店等の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。
- サ 支店等において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。
- シ 審査基準日において、支店等を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。
- ス 支店等において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官

民問わず）があること。

セ 支店等において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。

【市内Ⅱ業者認定要件<個人事業者>】

審査基準日現在において、次に掲げる事項全てに該当すること。

ア 競争入札参加資格審査申請業種について、支店等（法令等の規定により営業の許可又は認可が必要なものについては、当該許可等に係る支店等。）の所在地が、七尾市内であること。

イ 七尾市の競争入札参加資格審査申請において、契約の締結及び契約の履行等の実質的な営業行為を、所在地が七尾市である支店等において行う旨届け出ていること。

ウ 支店等に、当該営業所の所在を明らかにした看板又は営業の許可等に係る標識等を、公衆の見やすい場所に掲げ、かつ、公衆が認識できる状態にしていること。

エ 支店等に、事務等を執り行える事務用什器（事務用机、事務用椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話、FAX等）を備え付けていること。また、当該事務用什器及び事務用機器を、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。

オ 支店等専用の電話番号及びFAX番号を有しており、かつ、当該電話番号及びFAX番号を、他の者（法人、個人問わず）と共に用していないこと。

カ 支店等が独立した営業所の形態を整えており、かつ、他の事業者と共に用していないこと（当該事業者が資本関係又は人的関係のある事業者である場合は可）。

キ 支店等が、単なる事務連絡所、工事現場事務所、作業所及び工場等でないこと。

ク 支店等において、従業員が常に不在の状態でないこと。また、従業員が不在の状態が頻繁でないこと。

ケ 支店等の電話を、他の営業所等に常に転送している状態でないこと。また、不必要的電話の転送を行っていないこと。

コ 支店等において、不必要的電話等の取り次ぎをしていないこと。また、単なる取次ぎ事務のための連絡員等を配置していないこと。

サ 審査基準日において、支店等を七尾市内に設立してから、1年以上経過していること。

シ 支店等において、1年以上継続して営業を行なっており、かつ、受注実績（官民問わず）があること。

ス 支店等において、トイレ、水道及び照明等の設備（仮設を除く）が使用できる状態であること。